

健康診断の事後措置

健康診断の主な目的は疾病の早期発見ですが、これと同等以上に事後措置が重要です。

事業者は、健康診断の結果、異常所見があると診断された労働者については、医師の意見を十分に聴取したうえで、必要に応じて措置を講ずる必要があります。

就業上の措置

- ・就業場所の変更
- ・作業の転換
- ・労働時間の短縮
- ・昼間勤務への転換等の措置

作業環境の改善

- ・作業環境測定の実施
- ・施設又は設備の設置又は整備

その他の必要な措置



健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定等についての留意事項を定めた指針が示されています。